

Summer 2019

令和1年6月3日現在

1. 商品名 (愛称)	Summer 2019
2. 販売対象	個人並びに個人事業主
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年、2年、3年、4年、5年 ・自動継続(元金継続・元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入(受入)	
(1) 預入(受入)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入
(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上1000万円未満
(3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位
(4) 預入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の預け入れとします。 但し、書換分につきましては書換金額の10%以上を上乗せしていただければお取扱いができます。
5. 払戻(支払)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(契約時店頭表示金利の5倍の金利を満期日まで適用します。)
(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱ができます。
9. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた金庫所定の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6カ月の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
10. 苦情処理処置・ 紛争解決処置	<p>苦情処理処置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-881-992)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決処置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、熊本県弁護士会(096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
11. その他参考となる べき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱期間は令和1年6月3日から令和1年8月30日とします ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

